

富士宮市小中学校の児童生徒の皆さんへ

「富士山学習」商標登録される!!

平成23年9月2日、富士宮市の小中学校で長年にわたって積み重ねてきた総合的な学習の時間「富士山学習」が、商標登録されました。



"商標登録"ってなあに？

“商標”とは商品や会社、サービスにつけられているネーミングやマークのことです。それを特許庁に届け出をして、商標権を取することを“商標登録”といいます。

簡単にいうと、商標登録をすればその名前を、日本全国で独占して使うことが可能になります。特許庁 <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>



(商標登録番号第5435344号)

どんな意味があるの？



10月13日に披露会見を行いました。

商標権を取ったことで、「富士山学習」をさらに全国にPRできます。富士宮の子どもたちが、富士山のふもとでオリジナルの学習を進めていることを多くの人たちに伝え、その価値を知ってもらうチャンスです。

また、商標権があれば、ニセモノが出てきてもやめさせることができます。富士宮の宝物を守ることができます。

“商標”と似たような言葉に「ブランド」という言葉があります。「ブランド品」と呼ばれるように、有名で非常に価値が高いものを表します。富士宮ならではの学習が、全国的に価値があるものだと思われたい。認められました。たいへん名誉なことです。これからも誇りと自信をもって、いっそう富士山学習PARTⅡに励んでいきましょう。

